

Ⅲ 魅力ある高等学校教育の推進

1 高等学校教育の質の向上

(1) 多様性を認め合い、一人一人を大切にせる教育の推進

- 何よりも大切な子供たちの「いのち」を守り、これに関わる資質や能力を育てていくため、学校や家庭・地域・関係機関等が相互に連携・協働しながら、子供たちが自他の「いのち」がかけがえのないものであることを学ぶ取組を総合的に推進します。(県教育振興基本計画 施策1-1)
- 各学校における人権教育の推進体制や研修体制を充実させるとともに、学校と家庭・地域との連携及び関係機関・団体等との協働を通して、人権が尊重される社会の実現に努めます。(県教育振興基本計画 施策1-2)
- 各学校における道徳教育の推進体制や研修体制を充実させるとともに、小・中学校等においては、「特別の教科 道徳」を要として道徳教育の趣旨を踏まえた効果的な指導の展開を図り、また、全ての学校種において、教育活動全体を通して道徳教育の推進を図ります。(県教育振興基本計画 施策1-3)
- 一人一人の特別な教育的ニーズに的確に応え、状況の変化にも柔軟に対応できる多様な学びの場の充実に取り組みます。これまでの校内支援体制の機能強化や関係機関との連携の充実を図ります。(県教育振興基本計画 施策2-1)
- 全ての児童生徒のよさや可能性に着目し、自発的・自主的な発達を支える発達支持的生徒指導を進めるとともに、いじめや不登校に加え、ヤングケアラーなど新たな社会的課題に対応するため、スクールカウンセラーなどの専門家やSNS等を活用し、個別性・多様性・複雑性に対応する教育相談体制の構築に努めます。また、不登校や中途退学などの課題への対応のため関係機関やフリースクール等民間団体との連携を一層推進することにより一人一人に応じた多様な学びの場の確保に努めます。(県教育振興基本計画 施策3-1)
- 外国人の児童生徒が、日本における社会生活や学校生活に適應するために、市町村教育委員会と連携し、その支援の在り方を協議しながら、支援員の適正な配置に取り組みます。(県教育振興基本計画 施策3-2)

具体的な方針

① いのちを大切にせる教育の推進

県下一斉に「いのち」について、改めて考える機会としている「宮崎県いのちの教育週間」に関する取組を更に充実させ、生徒自身の意識を高めることで、自分やほかの人のかけがえのない「いのち」を大切にせる生徒の育成を目指します。また、生徒たちがいのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を学ぶSOSの出し方に関する教育を推進します。

② 人権感覚の育成

各学校における人権教育の推進体制や研修体制を充実させるとともに、学校と家庭・地域との連携及び関係機関・団体等との協働を通して、人権が尊重される社会の実現に努めます。また、各学校において、組織的・計画的に人権教育を推進することで、生徒たちの自己理解を深め、自己肯定感を高めるとともに、他者理解を深め、違いを個性として認める気持ちを育みます。

③ 道德教育の充実

豊かな情操と寛容の心、道德心や公共の精神などの豊かな心とともに、協調性や奉仕の精神などの社会性を育成するため、義務教育段階までの指導を踏まえ、各学校の実態に応じた道德教育を実践するとともに、道德教育に関する教職員の指導力を向上させるための研修等の一層の充実を図ります。

④ いじめ及び不登校・高等学校中途退学等への対応の充実

- ・ いじめや不登校、高等学校中途退学などの課題や、ヤングケアラーや子供の貧困といった社会的課題に対応するため、スクールカウンセラー⁸やスクールソーシャルワーカー⁹等の専門家の配置・派遣体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携を推進し、オンラインも活用するなど、一人一人に寄り添った対応に努めます。
- ・ 生徒にとって相談しやすい窓口として、一人一台端末やSNSを活用した相談体制を構築し、様々な悩みや不安の早期発見、解決を図ります。
- ・ 不登校や高等学校中途退学の課題への対応として、生徒の希望を尊重した上で、教育支援センターやICTを活用した学習支援など、多様な学びの場の充実を図ることにより社会的自立への支援に努めます。
- ・ 中途退学した生徒に対して、その後のキャリア形成が継続できるよう、新たな進路について適切な情報を提供するなど、丁寧な指導・支援に努めます。
- ・ 不登校を経験した生徒や中途退学した生徒等が、自分に適した方法で学びを深めたり、学び直しをしたりできる指導を工夫するとともに、再入学や転学・編入学について、これまで以上に組織的・積極的な情報提供に努めます。
- ・ 深刻化するネット上のいじめやトラブルを防止するため、警察などの関係機関との連携を推進しながら、未然防止や早期発見、対応のための対策を講じ、問題の解決と情報モラルの向上を図ります。

⑤ 外国籍の生徒等への教育機会の提供・支援

日本語指導の必要な支援の度合いを踏まえて、学校に日本語指導支援員等を配置するなど対応に努めます。

⑥ 特別支援教育の充実

- ・ インクルーシブ教育システムの理念の下、高等学校において、通級による指導の指導体制や指導方法の確立、通常の学級における支援の充実など、障がいのある生徒と障がいのない生徒が可能な限り共に教育を受けられるよう環境整備を進め、特別支援教育の充実を図ります。
- ・ 就職を希望する知的障がいのある生徒に対し、県内初となる高等特別支援学

⁸ 教育機関で心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者を指す

⁹ 不登校、いじめ、虐待など、さまざまな問題に直面している生徒たちの課題解決を図るコーディネーターのような存在

校を設置¹⁰し、障がいの程度に応じた専門的な職業教育を実施することで、経済的に自立し、共生社会の一員として活躍できる人材の育成を目指します。

(2) 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

- 基礎的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、生きる力を育む教育の充実に努めます。また、授業改善をねらいとした研修会や学校訪問の実施、校内研修の充実等により教員の指導力を向上させ、授業を改善することで、児童生徒の学力向上を図ります。(県教育振興基本計画 施策5-1)
 - 世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な情報活用能力を、全教育活動を通して、教科等横断的に育成します。(県教育振興基本計画 施策6-1)
 - 県内全ての学校や地域において誰一人取り残さずに積極的なICTの活用を行うため、教職員のICTの活用指導力の向上を図ります。(県教育振興基本計画 施策6-2)
 - 全ての端末が快適に使用できる環境を整え、個別学習や協働学習に適した機器の配備によって学習活動の充実に努めます。また、クラウドの活用や蓄積された教育データの可視化など、全ての児童生徒が家庭も含めICTの活用を「当たり前」「日常的」なものとする環境を整えます。(県教育振興基本計画 施策6-3)
 - 質の高い教育活動に専念できる環境づくりに向け、教育の情報化の推進体制を整備し、各種調査や事務手続等のデジタル化を前提とした校務の改善・見直しを行い、校務の情報化の充実に努めます。(県教育振興基本計画 施策6-4)
-

具体的な方針

① 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- ・ 基礎的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、生きる力を育む教育の充実に努めます。
- ・ 授業改善をねらいとした研修会や学校訪問の実施、校内研修の充実等により教員の指導力を向上させ、授業を改善することで、生徒の学力向上を図ります。

② STEAM教育¹¹などの教科等横断的な学習の推進

各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていく「STEAM教育」等の視点を通じた、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を図ります。

¹⁰ 県北地区は、延岡しろやま支援学校の分校として延岡商業高等学校に、県西地区は、都城きりしま支援学校の分校として都城商業高等学校に、県南地区は、日南くろしお支援学校の分校として日南高等学校に併設。県央地区は、みやざき中央支援学校の敷地内に新設。

¹¹ 教育再生実行会議第11次提言（令和元年5月17日）において、幅広い分野で新しい価値を提供できる人材養成を目指し、「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」の推進として提言。STEAM（Science、Technology、Engineering、Arts、Mathematics）。

③ ICT¹²を活用した生徒の資質・能力の育成

- ・ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるために、ICTを積極的に活用し、義務教育段階から高等学校段階までを見通した授業改善を推進します。
- ・ 生徒が、生活や社会の中でコンピュータを活用して、課題を発見し解決する力を身に付けるためのプログラミング教育の充実を図ります。
- ・ 遠隔授業や通信教育を効果的に活用し、教員が授業改善を進めることで、多様な生徒が自分らしく学び、仲間とともに高め合う「ひなたの学び」を推進します。

④ ICTを活用するための環境の整備等

- ・ 必要なセキュリティ対策を講じた上で、クラウド¹³上のデータやサービスを活用することを前提とした教育情報セキュリティポリシーの改訂・周知を行うことによって、クラウドの活用を推進します。
- ・ 生徒が日常的に、1人1台の端末やコンピュータ室を活用した学習活動に快適に取り組めるネットワークの整備及び生徒の学習形態に応じたICT機器やコンピュータ室の整備を推進します。

(3) ふるさとへの誇りや愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

- 学校における様々な教育活動を通して、児童生徒に地域社会の一員としての自覚や必要な資質を養い、地域の課題に関心を持ち、その解決に主体的に参画しようとする意識や態度を育てます。(県教育振興基本計画 施策7-2)
- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際的な視野で考える力の育成、コミュニケーション能力の育成など、グローバル化に対応した教育の充実を図ります。(県教育振興基本計画 施策8-1)
- 気候変動等の環境問題をはじめ、現代社会における地球規模の様々な課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会の創り手を育むESDの推進を図ります。(県教育振興基本計画 施策8-3)
- 子供たちが自ら将来像を描き、夢に向かって成長していけるよう、キャリア教育支援センターの充実を図りつつ、学校と家庭・地域や産業界などが連携・協働して、体験的・実践的なキャリア教育の推進を図ります。(県教育振興基本計画 施策9-2)
- 本格的な人口減少社会の到来やグローバル化の進展、加速する技術革新など様々な課題や情勢の変化等の中で、次代の産業を担う人材が求められています。そのため、地域・産業界との協働体制づくりを進め、専門高校の機能の強化や社会とつながる学びの推進に取り組みます。(県教育振興基本計画 施策9-3)
- 急速に変化する社会で、専門の人材不足や労働生産性が低迷する中であっても、本県の高校生が未来への希望を持ち、社会に貢献できるよう就職支援の推進に取り組みます。(県教育振興基本計画 施策9-4)

¹² Information and Communication Technology の略。コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。

¹³ データをインターネット上に保管する考え方のこと。「クラウドコンピューティング」とも呼ばれます。この考え方を基に、インターネットを通じてサーバーやストレージ、ソフトウェアなどをユーザーに提供し、必要なときに必要な分だけ使用できるようにしたサービスを「クラウドサービス」という。

具体的な方針

① 地域課題解決に参画する態度を育む教育の推進

地元自治体、企業等と連携しながら、生徒が実社会や実生活と自己との関わりから問いを発見し、地域課題の解決等を通じた探究的な学びを行うことによって、よりよい社会を実現しようとする態度の育成を図ります。

② 地域活動への参画・充実及び主権者教育の推進

- ・ 学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる力や、地域の課題等についての認識を深め、その解決を社会の構成員の一人として担おうとする意識など、社会の形成に主体的に参画するために必要な資質・能力を育む教育を推進します。
- ・ 社会性やコミュニケーション能力を培う教育活動の充実に努めるとともに、生徒に伴走し、ともに学びを深めることのできる教員の価値観を醸成することで、自ら考え、判断し、行動できる生徒の育成に努めます。

③ 各学校種・地域等と連携したキャリア教育の推進

自立した社会人・職業人の育成を目指し、義務教育段階までの指導を踏まえて、生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう、学校のエデュケーション全体を通じ、計画的・組織的な指導を行い、社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を育てるためのキャリア教育の一層の充実を図ります。

④ 農林水産業やものづくり産業の人材育成の推進

本県産業の将来の担い手となる人材を育成するために、地域や高等教育機関、産業界等と連携し、より専門性の高い教育に取り組みます。

⑤ 社会や産業の変化に対応した教育内容の充実・推進

専門教育の授業の質を高め、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るとともに、実験・実習の創意工夫を行い、社会のニーズに柔軟に対応し、新時代を見据えた質の高い専門教育に努めます。

⑥ 高校生の就職支援の充実

- ・ 職業教育を主とする学科を設置する高校において、地域産業界や関係機関等からの支援・協力を得ながら専門的な知識・技術を身に付けることにより、職業教育の更なる充実に取り組みます。
- ・ 高校生はもとより、高校生の進路決定に大きな影響のある保護者や教職員に対しても、県内企業の魅力や本県で働くよさといった県内就職に対する理解の促進に取り組みます。

⑦ グローバル化に対応した教育の推進

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際的な視野で考える力の育成、コミュニケーション能力の育成など、留学の機会などを通して、グローバル化に対応した教育の充実を図ります。

⑧ 持続可能な開発のための教育（ESD¹⁴）の推進

地球規模の環境問題が深刻となる中、持続可能な社会の実現が重要な課題となっていることから、生命や自然に対する感受性、身近なレベルから地球規模まで、環境への豊かな想像力、それらを大切にする態度を培う教育に努めます。

(4) スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進

- 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会を見据え、全県を挙げた組織体制の整備・強化やアスリート雇用の受け皿づくりを進めるとともに、選手の発掘・育成・強化や一貫指導体制の確立、優秀指導者の養成・確保、環境条件の整備などの取組を推進することにより、全国大会や国際大会で活躍できるトップアスリートを育成します。（県教育振興基本計画 施策10-4）
 - 生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続する資質・能力を育成するため、体育・保健体育の授業の充実を図るとともに、学校における体力づくりの推進及び運動部活動の適切な運営に向けた取組の充実を図ります。（県教育振興基本計画 施策11-1）
 - 健康に関する知識を身に付け、生涯にわたって主体的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成するため、家庭や地域、医療機関などと連携しながら、学校における健康教育の充実を図ります。また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健やかな心身を育むため、家庭や地域などと連携しながら、食に関する指導の充実に取り組めます。（県教育振興基本計画 施策11-2）
-

具体的な方針

① 保健体育の授業の充実

各学校の体育主任を対象とした研修会や県内の教員等を対象とした指導者養成研修会、授業研究会を開催し、保健体育の授業の充実を図ります。

② 学校における体力づくりの推進

各学校が作成したSSP（スクール・スポーツ・プラン¹⁵）に基づく計画的な

¹⁴ 「Education for Sustainable Development」（持続可能な開発のための教育）の略で、環境、貧困、人権、平和開発といった地球規模の課題を自らの問題として捉え、自分にできることを考え、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のこと。

¹⁵ 宮崎県独自の取組で、学校ごとに児童生徒の体力・運動能力の実態に基づいた指標。学校の教育活動全体を通じた計画的・継続的な取組により、体力の向上を図る。

授業づくりや授業外における実践を推進します。

③ 運動部活動の適切な運営

部活動の適切な活動時間及び休養日の設定を行い、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進します。

④ 健康教育・食育の推進

- ・ 複雑化・多様化する健康課題に対応するために、指導参考資料の作成・活用や各学校への健康教育の専門家や実践家の派遣及び専門医による性に関する相談窓口の設置を行い、健康教育の推進に努めます。
- ・ 食に関する実践力向上のために、大学の講師等による講話や講演を実施するとともに、食への関心・意欲、食に関する感謝の気持ちや実践力を高めるための「みやざき弁当の日」などの取組を推進します。

⑤ アスリート及びスポーツを支える人材の育成とスポーツ活動の推進

国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会の本県開催を見据え、一貫指導体制の確立、優秀指導者の養成・確保、指導者間のネットワークの構築を推進します。

また、推進体制の整備・充実を図るため、競技団体や学校体育連盟との連携強化を図ります。

(5) 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

-
- 児童生徒が、優れた文化芸術を鑑賞する機会や文化芸術に触れる機会を創出するとともに、芸術に関わる教員等の指導力の向上や高校生の文化部活動への支援を通して、情操教育等の充実を図ります。（県教育振興基本計画 施策13-4）
 - 子供たちが本に親しみ、読書する機会を更に充実させるため、新聞や学校図書館を活用した学習活動の充実を図るとともに、学校・家庭・地域の連携による読書活動の充実を推進します。（県教育振興基本計画 施策14-1）
-

具体的な方針

① 文化芸術活動の推進

生徒が優れた文化・芸術を鑑賞する機会の設定や情報共有等に努めるとともに、文化部活動を奨励し、生徒が自らの文化・芸術活動の成果等を発表する機会を設定するなど、豊かな情操の涵養に努めます。さらに、STEAM教育などの教科等横断的な学習の前提として、習得・活用・探究という学びの過程を重視しながら、文化・芸術活動の充実を図ります。

② 学校における読書活動の推進

- ・ 学校図書館が持つ「読書センター」「学習センター」「情報センター」の各機

能を有効に活用することで、生徒の自主的、自発的な学習活動の促進や読書活動の充実を図ります。

- ・ 「ひなた電子図書館サービス¹⁶」にて、一人一台端末等で電子書籍を利用できる環境を整え、各学校の読書活動や探究的な学習活動等の充実を図ります。

(6) 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

- 地域と学校が目標やビジョンを共有し、地域住民や保護者、NPO、企業等の幅広い参画を得て、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動（地域学校協働活動）が効果的・持続的な取組になるよう努めるとともに、地域学校協働活動を推進する体制（地域学校協働本部）の整備やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を一体的に推進します。（県教育振興基本計画 施策18-1）
- 生徒にとってよりよい高等学校教育の質の向上と環境の提供を進め、更に魅力ある県立高等学校づくりに取り組みます。また、県全体の活力維持や地域バランス、多様なニーズへの対応を踏まえ、質の保証を図りつつ、高等学校教育を受ける機会の確保を図ります。（県教育振興基本計画 施策19-2）
- 各市町村教育委員会や学校の取組を支援することにより、小中連携・小中一貫教育の充実を図るとともに、中高一貫校の特色・魅力づくりや、中学校等と高等学校の施設受業などにより、中高連携を推進します。また、各県立学校が行う大学等との取組を生かしながら、高大連携を推進します。（県教育振興基本計画 施策19-3）
- 子どもたちが安全な環境の中で安心して教育を受けられるよう、学校等の施設・設備の整備・充実を図ります。（県教育振興基本計画 施策17-2）

具体的な方針

① コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）¹⁷の推進

保護者や地域住民等の学校運営への参加・参画を得ながら、学校運営を行う体制の構築を図り、地域全体で子どもたちの成長を支えていく社会的環境の充実に努めます。

② 県外からの生徒受け入れによる特色ある学校づくりの推進

県外からの生徒を受け入れることにより、様々な価値観や考え方の生徒と切磋琢磨する環境等を充実させ、地域連携をはじめ、特色ある学校づくりの一層の推進を図ります。

¹⁶ パソコンやスマートフォン、タブレットで、インターネットを使っていつでもどこでも電子書籍を読むことができる。文字の拡大機能や読み上げ機能など、紙の本にはない電子ならではの読書サポート機能を備えた書籍やオーディオブックもあり、障がいをお持ちの方や高齢の方にもより便利で気軽に読書を楽しんでいただくことが可能。

¹⁷ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）に基づき「学校運営協議会」を設置している学校のこと。各教育委員会が学校や地域の実情に応じて、保護者代表や地域住民等を委員とする「学校運営協議会」を設置するもので、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む仕組み。本県の県立学校においては、高千穂高等学校、門川高等学校、妻高等学校、本庄高等学校、飯野高等学校、福島高等学校、宮崎南高等学校に設置。

③ 学校間の連携・接続の推進

特別支援学校を含めた学校間連携を促進することで、学びの機会を創出します。特に、ＩＣＴを活用した遠隔授業・通信教育による学校間連携により、複数の学校が教育課程の相互互換を図ることで、特色ある学びを検討します。

④ 安全・安心な学校施設の整備

県立高等学校等の施設・設備について、その性能を維持し将来にわたり安全・安心な環境を確保するため、計画的な維持保全による老朽化（長寿命化）対策を推進します。

2 学科等の方向性

本県では、これまで、普通科系専門学科や総合学科、中高一貫教育校の設置など、県民ニーズや教育を取り巻く社会・環境の変化等に応じた特色ある学校づくりに取り組んできました。

今後も、一層多様化している生徒の実態や社会の動向を踏まえつつ、全県的・総合的な視野に立ち、高等学校教育のより一層の質的充実を図り、魅力ある学校づくりを推進していく必要があります。このため、生徒の状況や保護者の思い、期待に加え、学校の歴史、現在の社会や地域の実情、また将来の社会像・地域像を踏まえて、各学校の存在意義や各学校に期待されている社会的役割を明らかにできるよう、新時代に向けた学科の方向性を以下に示します。

(1) 普通科及び普通科系専門学科

【普通科及び普通科系専門学科の方向性】

生徒の多様化に対応できるよう教育課程の工夫・改善や、更なる学力向上に向けた教育活動の充実に取り組めます。

キャリア教育については、卒業後の進路環境や社会の変化を見通して、これまでの指導の改善・充実を図りつつ、教育活動全体を通して推進します。

また、普通科系専門学科においては、それぞれの学科の目的、ビジョンに基づいた学びの魅力づくりに向けて、専門性の高い教育活動の更なる充実を図ります。

具体的な方針

① 社会の課題解決に参画する人材の育成

地域医療を担う人材、グローバル化に対応する人材、様々な社会的課題に対応できる人材など、社会に参画し貢献する人材を育成するため、教育活動全体を通して、集団や地域の一員としての自覚や積極的な参画意識を高めるなど、社会の一員として必要な資質の育成に一層努めます。

② 基礎学力の定着と探究的な学習活動の重視及び活用する力の育成

生徒のニーズに応じた主体的・対話的で深い学びや幅広い進路に対応できるよう、習熟度別学習など柔軟な教育課程を編成するとともに、より一層の学力向上を図ります。

そのため、ICTを積極的に活用し、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得、探究的な学習活動等を通して、活用する力を高める学習の更なる充実に努めます。

③ 普通科系専門学科の魅力づくりの推進

各学校の実態を踏まえるとともに、設置学科の特性や特色に応じて、魅力ある教育課程の編成や教育内容の工夫・改善に一層努めます。

④ 特色・魅力ある教育を実現する普通科改革への対応

国における議論の動向、これまでの本県における独自の取組等を踏まえ、生徒・地域の実態など、全県的・総合的な視野に立ち、普通科の在り方について再検討を行います。

(2) 職業教育を主とする専門学科

【職業教育を主とする専門学科の方向性】

地域産業等を担う人材育成のため、専門的な知識・技術の指導など、より専門性を深める教育活動や、勤労観・職業観等の価値観の形成・確立につながるキャリア教育の工夫・改善を図り、高い専門性が身に付けられる実践的・体験的な教育活動の充実を目指します。

また、地域の持続的な成長を支える最先端の職業人育成を担っていくために、最前線にある地域の産業界で直接的に学ぶことができるよう、産業界や高等教育機関等との連携を充実させます。

具体的な方針

① 質の高い専門教育の推進

授業等の質を高め、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るとともに、実験・実習等においては創意工夫を行い、社会のニーズに柔軟に対応した質の高い専門教育に努めます。

② 地域産業界や関係機関と連携した人材育成等の推進

地域産業界や関係機関と連携しながら、専門的な知識及び技能を有する明日の産業を担うスペシャリストとなれるよう人材の育成を図るため、職業教育のより一層の充実に努めます。

③ 全県的・総合的な視野に立った学科等の維持

職業教育を主とする専門学科の学びの場を、全県的・総合的な視野に立ち適切に維持するとともに、農業、工業、商業高等学校などの比較的大きな規模の学校においては、大学科を細分化した小学科を可能な限り維持することなどにより、専門性の深化を図る学びができるよう努めます。また、比較的小さな規模の学校においては、専門学科の学びを可能な限り維持することにより、地域の課題解決により一層取り組むことができるよう努めます。

(3) 総合学科

【総合学科の方向性】

学科の特徴を生かした魅力ある学校づくりを一層進めるとともに、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深める学習ができるよう系列の在り方の工夫・改善を図ります。また、ガイダンス機能の更なる充実を図ることにより、生徒の個性の伸長を促し、主体的な学習ができるよう、選択科目の見直しや学習指導の工夫・改善を図ります。

具体的な方針

① 総合学科の特徴を生かした魅力づくりの推進

多様な生徒のニーズや実態を踏まえ、目的意識や意欲を高めるため、総合学科の教育内容と将来の進路や職業との関わりに関心を高めることができるように、ガイダンス機能を一層充実させるとともに、選択科目や系列の在り方などの改善により、魅力ある教育課程を編成します。

② 主体的な学習の推進

生徒の教育的ニーズに応じ、学習内容の充実や選択科目の見直しを図り、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けさせるとともに、生徒が一層主体的に学習に取り組むことができるよう授業等の工夫・改善に努めます。

(4) 定時制・通信制課程

【定時制・通信制課程の方向性】

生徒の多様なニーズにきめ細かに対応する教育相談体制の更なる充実や、義務教育段階で不登校を経験した生徒や特別な支援を要する生徒などに対し、学力差に対応した学習指導等の一層の工夫・改善、自立した社会人・職業人となるための基盤を育むキャリア教育・職業教育の更なる充実を図ります。

特に、通信制課程においては、ICT機器を活用した指導・支援の充実を図り、個別最適な学びの推進など、生徒の目的意識に応じた魅力ある教育活動の展開に努めます。

具体的な方針

① 柔軟できめ細かな対応ができる体制づくり

働きながら学ぶ生徒だけでなく、様々な入学動機や学習歴・ライフスタイルを持つ生徒が多く在籍していることを踏まえ、柔軟できめ細やかな対応ができるようガイダンス機能や教育相談体制の充実に努めます。

② キャリア教育・職業教育の充実

人としての在り方生き方を考えさせ、自立した社会人・職業人となるための基盤となる能力や態度を育てるため、キャリア教育・職業教育のより一層の充実を図ります。特に就労希望の生徒に対して、より一層の支援に努めます。

③ 学びのセーフティネットとしての学習機会の提供

中途退学等の経験のある生徒が、必要に応じて社会参加や、自立に必要な知識や能力を身に付けることができるよう、学習機会の提供に努めます。

④ ICTを活用した新しい学びの充実

生徒が目的意識を持ち意欲的に学ぶことができるよう、ICTを活用した指導内容や指導方法の工夫・改善に努めます。

(5) 中高一貫教育

【中高一貫教育の方向性】

中高連携による特色ある教育活動を推進するとともに、教科内容やキャリア教育等での連携強化に努めていきます。

また、中高一貫教育校については、県民や生徒・保護者のニーズに応じて、より一層の教育の質的充実を図り、魅力ある学校づくりを推進していきます。

具体的な方針

① 中高一貫教育校の更なる魅力づくりの推進

現在設置している中等教育学校（１校）や併設型中高一貫教育校（２校）、連携型中高一貫教育校（１校）¹⁸については、これまでの教育活動の検証を行うとともに、教育課程や指導内容の更なる工夫・改善を図り、より一層の魅力づくりに努めます。

② 地域のニーズ等への対応

今後の中高一貫教育校については、地域のニーズや実態等を勘案し、高等学校の特色や魅力づくりの視点も踏まえて、検討していきます。

¹⁸ 県立の中等教育学校は、五ヶ瀬中等教育学校、併設型中高一貫教育校は、宮崎西高等学校、都城泉ヶ丘高等学校、連携型中高一貫教育校は、福島高等学校に設置。